

都市アイデンティティを確立するために行う  
コラボレーション企画に係るガイドライン

第1 このガイドラインは、本市が、都市アイデンティティを確立するため、民間事業者（法人その他の団体をいい、事業を行う個人を含む。以下同じ。）とコラボレーションして、地域資源（「加曽利貝塚」、「オオガハス」、「千葉氏」及び「海辺」をいう。以下同じ。）を市民に広くアピールする企画（以下「コラボ企画」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

第2 市は、次の各号に該当すると認める場合に限り、その必要性に応じて、コラボ企画を実施するものとする。

(1) コラボレーションする民間事業者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法令又は条例に違反し、又は違反するおそれがある者

イ 市民税その他の公共料金を滞納している者

ウ 千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行う者

(2) コラボ企画の内容が、次のいずれにも該当すること。

ア 市が、特定の個人や事業者、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認したと誤認するような印象を与えない、又は与えるおそれがないこと。

イ 自己の商標又は意匠として独占的に使用しない、又は使用するおそれがないこと。

ウ 市の信用又は品位を傷つけない、又は傷つけるおそれがないこと。

エ 公序良俗に反しない、又は反するおそれがないこと。

第3 コラボ企画を実施しようとする民間事業者は、当該コラボ企画の内容及び広報について、事前に市と協議しなければならない。

第4 コラボ企画を実施する民間事業者は、当該コラボ企画に係る販売活動等により一定の収益を得る場合、市又は市民に対してその一部を還元するよう努めるものとする。

第5 市は、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、コラボ企画の実施状況等について報告を求めるものとし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コラボ企画が実施中の場合は当該コラボ企画の停止又は中止を、コラボ企画の終了後の場合は、次善策の実施を求めるものとする。

(1) 民間事業者又はコラボ企画の内容が第2に該当すると認められない場合

(2) 第3による市との協議内容に虚偽があったことが判明した場合

(3) 前2号のほか、コラボ企画の実施が不適当となった場合

第6 市は、都市アイデンティティの確立のため、必要に応じて、市の広報媒体その他の媒体を使用し、コラボ企画について広く周知を図ることができる。

第7 このガイドラインに定めるもののほか、コラボ企画の実施に係る取扱いに必要な事項は、総合政策局長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成30年6月29日から施行する。